

# 関西労働者安全センター

# 関西 労 災 職 業 病

関西労働者安全センター

2015. 1.10発行〈通巻第451号〉200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-11 ウタカビル201

TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278

郵便振替口座 00960-7-315742

近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284

E-mail : koshc2000@yahoo.co.jp

ホームページ : <http://www.geocities.jp/koshc2000/>



- 緊急作業に従事する作業者は「志願者」?!  
原子力規制委員会で進む緊急作業時の被ばく制限の議論 ..... 2
- 住民の中皮腫被害3人目確認  
石綿麻袋再生工場近隣ばく露 ..... 6
- ニチアス石綿損害賠償裁判  
「1958年以前は被害予見困難」とニチアス免罪 ..... 10
- それぞれのアスベスト禍 その46 古川和子 ..... 12
- 韓国からのニュース ..... 14
- 前線から ..... 17  
はつりじん肺損害賠償訴訟 第29回弁論報告 大阪

12月の新聞記事から／19  
表紙／はつりじん肺損害賠償裁判原告の山田裕二さんと新垣実さん  
(2014年11,12月号報告参照)

---

---

# 緊急作業に従事する作業者は「志願者」?!

## 原子力規制委員会で進む緊急作業時の被ばく制限の議論

「労働法の体系下ですと、もともと雇い入れるときに、こういう仕事がありますよというのを事前に言っておいて、それを納得して契約した以降は指揮命令なんですね。ですから、したくないといってもやらなきゃいけないくて、やれと言われたのを逆らえば、それは就業規則違反というのは、通常の労働法の体系なんですね。それとフィットするような形でどう考えるのかということだと思いますので。」

11月17日に緊急作業時の被ばく制限を議題として開かれた放射線審議会に、説明者として出席した厚生労働省の担当者が、規制庁の審議官に答えたくだりだ。

### 労働法と「志願者」

相当な放射線被ばくを余儀なくされる作業がどうしても必要という場面があり得ることは、3.11の事態ではっきりした。しかし、日本の放射線被ばく規制はこの点をほとんど想定できていなかった。いま原子力規制委員会で検討が始まっている緊急作業での被ばく制限をめぐる議論が進められているのは、この問題への対応のためである。

緊急作業時の被ばく制限は、単純に数値で限度を定めればよいというわけではない。その作業に従事する作業者が、通常作業以上のリスクを負う恐れがある場合、普通の労働関係の下のように業務命令により従事していいのかということがある。この点について、国際放射線防護委員会（ICRP）の勧告や、IAEAの基本安全基準（BSS）はいずれも「情報を知らされていること」と「志願者であること」を作業者の要件にあげている。

冒頭の厚生労働省担当者の発言は、こうした条件が、労働基準関係法令の前提となる労働関係とは相容れないことについて説明したものだ。

### 誰でも倍までOKが現行の規制

現行の規制では、労働安全衛生法を根拠に省令である電離放射線障害防止規則において、通常の限度を5年で100mSv、かつ1年で50mSvを超えてはならず（第4条第1項）、緊急作業時（第42条第1項）に応急の作業をさせるときは第4条の限度を超えて放射線を受けさせることができ（第7条第1項）、その場合の限度は

100mSvとされている(同第2項)。そして、100mSvの制限は、緊急作業に限って特別の教育を受けていない放射線業務従事者以外の者にも適用される(同第3項)。

要するに特定の緊急時の作業であれば、誰でも100mSvの限度まで被ばくさせるのは構わないというのが現行の規制ということになる。

だから大きな問題となるのは、次の2点となる。

### 参考レベルと被ばく限度設定

一つは緊急作業時に100mSvの限度で

よいのかということだ。

3.11の際には、ドタバタで放射線審議会に限度引き上げが諮問され、一時的とはいえ250mSvにまで引き上げる措置がとられた。ICRPの勧告は、緊急作業時について限度ではなく、参考レベルとして500mSvと1000mSvをあげ、人命救助などの活動については、「他者への便益が救助者自身のリスクを上回る場合」という前提で限度を設けない。としている(表を参照)。

年50かつ5年で100という通常の被ばく限度は、発がんなどの確率的影響のリスクを考慮して設定されたものであるのに

表 職業被ばくのためのガイダンス (ICRP Pub. 96表4.1)

緊急作業の種類		線量ガイダンス値
救助作業*	人命救助、重篤な傷害の防止、又は破局的状態への進行防止活動	原則として、他者への便益が救助者自身のリスクを上回る場合、そしてこの場合のみ、線量制限は勧告しない。別のやり方として、健康への確定的影響を避けるためにあらゆる努力がなされるべきである(すなわち、1000mSv未満の実行線量は重篤な確定的健康影響を回避するはずであり、また以下に示すように、1年間の最大線量限度の10倍未満は他の確定的健康影響を回避するはずである)。
	多くの人々を傷害や高線量の被ばくから守るための、その他即時で緊急の活動	・線量を1年間の最大限度の2倍未満に保つように、あらゆる合理的な努力をすべきである(以下参照)。
回復及び復旧作業を含む、その他の作業		通常職業線量限度が適用される。すなわち ・5年間の平均で20mSv/年(5年で100mSv)の実効線量限度。更に、いかなる1年においても以下の規定が加わる: ・実効線量は50mSvを超えるべきではない、また ・等価線量は以下を超えるべきではない - 眼の水晶体に対し150mSv - 皮膚に対し500mSv(皮膚の最も高く照射された部位の1cm <sup>2</sup> 当たりの平均線量) - 手足に対し500mSv

\* 通常職業被ばく限度を超える線量につながるかもしれない条件下では、作業者は志願者であるべきであり、また放射線の危険を扱う際に、情報を得た上での決断をするように指導を受けるべきである。妊娠をしている可能性のある又は授乳中の女性作業者はこれらの作業に参加すべきではない。

対し、緊急作業時の250、500、1000は確定的影響を受けるかどうかで設定したものだ。ICRP勧告では1000が「重篤な確定的影響の回避」、500が「確定的影響の回避」とされている。3.11の際に採用した250mSvという数字は「リンパ球の減少等の症状の現れの境界値」、いわば確定的影響の下限值と説明されている。これに対し現行の緊急作業時の被ばく限度である年に100mSvという数字は、50の倍というだけの根拠であり、あくまで確率的影響のリスクにもとづくものだ。

何を根拠に限度をどう設定するのが課題だ。

### 緊急作業は「志願者」が前提

緊急作業が現行の100mSvを超えてあり得るといふ状況に当てはめた規制を考えると、結局は確定的影響まで踏み込む必要があることになるが、そうなると、確率的影響リスクの上昇が問題であったこれまで以上に、作業者の前提が問題となる。

それが二つ目の問題となる、作業者の前提条件だ。

ICRP勧告は3頁表のように限度としての100mSvと、参考レベルの数値をあげが、そこには作業者の条件を明確に設定している。たとえばICRP勧告96「放射線攻撃時の被ばくに対する公衆の防護」のなかで次のように記述している。

#### 「4.1.1 職業上の線量の指針 (85)

線量が1年の線量限度を超えるかもしれない行動をする救助者は志願者であるべき

であり、また放射線攻撃の影響を処理するために十分な準備がなされるべきである。すなわち、彼らは明確にかつわかりやすく前もって関連する健康リスクについて知らされているべきであり、そして可能な限り、個人の防護装備、遮蔽手段、及びヨウ素剤予防投与（もし根拠があるなら）のような防護対策の適用を含む、必要となるような措置について訓練を受けるべきである。しかしながら、委員会は、放射線攻撃の正確な性質を予想するには不確かさが大きいので、これを達成するのは難しいと認識している。」

すなわち十分な放射線リスクに関する知識を持ち、そのうえで自ら志願する者という前提を提唱しているのである。

### 教育で「志願者」要件カバー？

労働関係法令による規制のかぶせ方としては、この点がどうにも問題となるわけである。

厚生労働省の電離放射線労働者健康対策室は、11月17日の放射線審議会の説明の中で、緊急作業に従事する者について、義務付ける特別の教育の創設をしたうえで、250mSv程度まで引き上げるといふ施策が可能であるという趣旨の発言をしている。つまり、250mSvまでの被ばくなら、情報を知らされた志願者という条件は、特別の教育と労働契約により満たしたことにできるのではないかというのである。

しかし、この考え方もICRP勧告がしばしば述べるような「志願者」の条件とは相

当な祖語がありそうだ。たとえば表の注釈\*で救助作業の条件に触れ「放射線の危険を扱う際に、情報を得た上での決断」という具体的な要件にまで言及しているのであり、これは労働契約の締結とは大きな開きがあるといえるだろう。

放射線審議会での議論がされたのち、原子力規制委員会は、12月10日の委員会で緊急作業時の規制について取り上げた。この会議で事務局は論点を整理し、また諸外国（7か国）の規制状況についての調査資料も提出した。

議論のなかで、被ばく規制を担当する中村佳代子委員から、「きちんとした雇用関係ができ上がっている人たちが、その上である程度のインフォームドコンセントの教育を受けている、いざとなったらこういう状態になりますよ」ということの意味を受けた上で、緊急時作業に当たる」という前提を「志願者」の理解に合わせるような発言がなされている。中村委員は、直前の12月1～5日に開催されたIAEAとILO共催の

「職業被ばくに関する国際会議」での議論を踏まえたものとするが、労働関係での就業がそのまま「志願」に該当するというのは相当無理がある議論といえよう。

同日の委員会は、議論が交わされたうえで事務局がさらに論点を整理し、具体的にまとめていくこととしている。

### 注目される今後の議論

まだ具体的な案が定まりつつあるとはいえないが、緊急作業への従事が予定される作業員には、新たな教育を義務付けることと、被ばく限度の引き上げ（250mSvが想定される）については、規制委員会と放射線審議会の両方の議論でも概ね異論が出ていないといえる。ただ、「志願者」要件をめぐる取り扱い、人命救助等の際に限度の扱いをどうするかについては、方向も見えていない状況といえる。

今後の審議の進捗が大いに注目されるころだ。



## さんいちブックレット 009

# 除染労働

被曝労働を考えるネットワーク 編

<執筆>なすび、長岡義幸、西野方庸

さんいちブックレット 007『原発事故と被曝労働』に続く、被ばく労働を考えるネットワーク編著の第2弾！

発行：三一書房 <http://31shobo.com/>  
1000円＋税



---

---

# 住民の中皮腫被害 3人目確認

## 石綿麻袋再生工場近隣ばく露

本誌 2014 年 5 月号「それぞれのアスベスト禍」で報告した、堺市に点在した石綿運搬用の麻袋再生工場やその周辺でのアスベスト被害の続報を報告する。

### 腹膜中皮腫

昨年 4 月 15 日におこなった記者会見の反響は小さくなかった。

そのうちの 1 本の電話相談が、ある再生工場・倉庫の近隣住民で中皮腫で亡くなった男性の妻 A さんからのものだった。

さっそく伺った A さんのご自宅で聴いた夫の S さんの経歴、病歴は次のようなものだった。

1946 (昭和 21) 年 堺市生れ。

1946 年から 1966 年まで、堺市石津町居住 (実家)。

その後、進学のため、大阪を離れるも卒業後は、

1970 年から 2005 年まで、元の石津町の実家に居住した。

1970 年から 2010 年まで堺市職員 (事務職) として定年まで勤務した。

2012 年春から初夏にかけて、腹部に異

常を感じ、病院に行ったところ、腹水がたまっていることがわかった、

2012 年 6 月に大阪労災病院を受診、精密検査によって悪性腹膜中皮腫と診断された。

2012 年 8 月に亡くなられた。診断から死亡までの経過は非常に短かった。

### 堺市石津町の西本商店

突然、夫を亡くされた A さんの衝撃は大きかったが、「アスベストと関係のある仕事をしていますか？」と聞かれても全く心当たりがない。

大きなわだかまりをかかえたまま、これまで過ごしてきた。

そこに 4 月の報道があった。

「そうだったんだ！」と思ったという。

実は、同じ石津町内には西本商店があった。

西本商店は S さんの実家から約 160 メートルの生活圏内。

西本商店の操業期間は、聴き取りや登記簿からみて、昭和 20 年代から 1974 年頃と推定され、したがって S さんは西本商店

2014年10月30日  
読売新聞 朝日新聞→

33 地域

# 堺・泉州

ニュースは社会部  
☎06-6366-1640  
FAX 6361-0733

## 中皮腫死住民 3人目

### 石綿用麻袋 堺の事業所周辺

堺市内に点在したアスベスト（石綿）用麻袋のリサイクル事業所の周辺住民2人が、石綿特有のがん「中皮腫」で死亡していた問題で、事業所近くに住居歴がある別の男性1人が腹膜中皮腫で死亡していたことが新たに判明した。支援団体の関西労働者安全センターが29日、明らかにした。

センターによると、男性は堺市の元職員。2012年春に腹痛を訴え、同年8月、65歳で死亡した。

### 石綿麻袋別工場で被害か 男性死亡

アスベスト（石綿）を入れた麻袋を再生していた堺市内の5工場の労働者や周辺住民の計10人が死亡した問題で、市内の別の工場近くに任んでいた男性が中皮腫で死亡していたことがわかった。

支援団体「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」が29日、発表した。男性は元市職員。石綿を取り扱った職歴はなかったが、2012年3月に腹痛を訴え、同7月に中皮腫と診断を受けた。同8月に65歳で死亡した。男性の妻が今年4月、問題を新聞で知り、同会に相談して被害が発覚した。男性は1946〜66・228・75802へ。

の近隣に約20年居住していたとみられる。

しかし、そうした会社があることをAさんは知らなかった。

結婚後実家に同居したが、西本商店の操業終了のあとだったこともその理由だろう。

西本商店は、原料石綿が入っていた麻袋を再生するために石津町の事業場に運び込んでいた。

そこから堺市の土師町の分工場に運んで仕事をした労働者が、昨年までに3名労災

認定（死亡）されている。

石津町の西本商店でどのような作業がされていたかを詳しく知る人はいないが、その分工場被災労働者の娘である熊取絹代さん（本誌5月号記事）は当時、この西本商店に父に連れられて何度も通ったときのことを記憶している。

確かに再生麻袋の仕事がそこで行われていたのだ。

これまでわかっている堺市内の麻袋再生業者と労災などの被害情報を表と図にした

(8頁表と9頁図)。

表と図の番号が照応する。西本商店は3番。

私たちは、これまでヘッシャン商事(1番)、藤田商店(2番)の周辺中皮腫女性2名とその生前に知り合った。

Sさんのことは死後に知ることになった。この3番目の中皮腫被害者は男性であり、女性2名とは違い比較的珍しい腹膜中皮腫だった。

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会関西支部の頑張りによって、堺市のアスベスト無料検診の受診者も増えている(今月号「それぞれのアスベスト禍」)。

堺市の今後の取り組みが注目される。

2013年度までの労災認定実績を踏まえたまとめ資料(厚労省、当センター・中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会調べによる)

麻袋事業場 (概要情報あり)・石綿麻袋取扱施設 (概要情報未確認→石綿麻袋取扱不明)	事業場所在地	登記簿	石綿採掘期間(厚労省資料)	石綿採掘期間(聞き取り、推定)	労災認定		労災時効救済認定		罹病・傍業 中皮腫 (救済法認定)	立入・家族 プラーク 所見
					肺がん	石綿肺	肺がん	中皮腫		
1 ヘッシャン商事	堺市堺区東湊町6-326	○	1963~1968年		1	2	1	1		1
2 藤田商店	堺市堺区高砂町1-12某木ビル (現在・福町2-1-26)	○	1960年9月~1980年3月	戦前~?	1					1
3 西本商店	堺市堺区石津町3丁15(旧1400番地)	○		昭和20年代~1974年(登記簿など)						1
4 西本商店分工場	堺市中央区土師町2丁15			1957ないし1960年~1973、4年			1	1	生前に石綿肺認定	3
5 辻尾商店	堺市北区百舌鳥藤原町1丁133			昭和20年代~昭和40年代			1	1		1
6 辻井奈良商店	堺市堺区熊野町西3-2-6	○ (大和物産)								
7 三洋興業	堺市堺区南旗籠町西2丁									
8 東野正一	堺市北区中百舌鳥町4丁									
9 西商店	堺市中央区土師町1丁									
10 辻尾商店関連事業場	堺市中央区土師町2丁									
11 島豊工業	堺市堺区築港町2丁-28、3-181				1	3	0	1	0	3
合計										4
合計										16





堺市麻袋再生工場関連図

# 「1958年以前は被害予見困難」とニチアス免罪 奈良地裁不当判決、控訴へ／岐阜地裁結審、和解協議へ

### 極めてデタラメ

奈良地裁（牧賢二裁判長）は昨年10月23日、原告全面敗訴の極めて不当な判決を下した。

判決は、ニチアスの石綿被害の予見可能時期を「国が石綿を含む粉じん対策を求める通達を出した1958年」と認定した上で、就労時期がその前の1956年～58年であった原告の仲井（胸膜プラーク、石綿健康管理手帳取得済み）・勝村（良性石綿胸水で労災認定済み）の2氏について、損害賠償請求を棄却、つまりは、門前払いとした。

もう一人の原告の北村氏（胸膜プラーク、石綿健康管理手帳取得済み）については、1980年までの約10年間就労していたときの石綿ばく露についてのニチアスの過失は認めたが、石綿による特異的的症状である「胸膜プラーク」について「肺がんなどを発症するかもしれないという不安感は、法律上の損害とはいえない」「（現にある）呼吸機能低下は喫煙で生じた可能性がある」

などとして、これまた請求を退けた。

ニチアスは石綿被害について最も古くから、また、最もよく知っていた日本最大、最古の石綿企業。さらに、医学論文にまでなっている昭和20年代後半からの王寺工場における奈良医大調査が行われた以降は、どんなに甘くみてもニチアスが「被害の予見は無理だった」などとは言えるはずがない。

また、石灰化を含む胸膜プラークは発がんリスクが明確であることを示しているだけではなく、仲井氏北村氏に労災認定には至らないものの種々の障害のあることは明かであって、それらを「単なる不安感だけ」と切り捨てられてはたまったものではない。

根本において、事実を無視した、極めて破廉恥な判決だった。

原告、弁護士、ニチアスに対する闘いを進める全造船ニチアス・関連企業退職者分会、アスベストユニオンは断固控訴を決めた。

（13頁に続く）



# 「苦しみ 理解していない」

## 憤り、失望あらわ

### 控訴へ「救済の流れに反する」

### 二チアス原告敗訴

「我々の苦しみを理解していない」。アスベスト(石綿)による健康被害を訴えた二チアス王寺工場の元従業員3人の請求を棄却した23日の奈良地裁判決に、原告らは憤りと失望をあらわにした。大阪・泉南石綿訴訟で9日の最高裁判決が国の責任を認め、国が謝罪と和解の意向を示したばかり。弁護団は「被害者救済の流れに反している」と批判し、高額の原告らは「命ある限り闘う」と強い表情を見せた。



請求書を受け取らないうちに控訴する原告の仲井さん(左前)と、二チアスの元社長

北陸・声原温泉  
政府登録回廊観光旅館  
HOTEL  
**八木**  
PHONE (0776)78-5000

原告の一人で「二チ さん76」王寺町。法 判官に我々の苦しみの アス、関連企業退職者 延で口を真、文字に結 何が分かるのか、あま りに失礼な判決だ。裁 判庁での記者会見で憤 りを隠さなかった。

「ひきょうだ」と批判 した。

判決は前委員長の庄 田誠治さんの署名に報 告するはずだった。庄 田さんは提訴2カ月前 に心不全で70歳で死去 し、遺志を継いだのが 仲井さんだった。「命 がある限り闘い、必ず勝 つて養育する」と力を 込めた。

から思切れやせさが 出るようになり、石綿 による病変「胸腺ラ ン」などと診断され た。

二チアス王寺工場の石綿訴訟では、石 綿製造の最大手だった同社の企業責任が 問われる一方、同社が裁判所の文書提出 命令を拒むなど司法の場で被害実態の解明を 目指す困難さも浮かんできた。

判決は、二チアスが労働者の石綿被害を予見 し、被害の防止義務が生じた時期を「1958年ご ろ」と認定。国が関連で企業に対策を求めた年 で、大阪・泉南石綿訴訟を巡る今年9日の最高 裁判決が「国が規制を始めるべきだった」とし た時期と同じだ。木野茂・立命館大教授(環境 学)は「製造企業には国に言われなくても労働 者を守る責任がある。企業責任をより重く見る べきだ」と指摘する。

一方、原告側は訴訟で被害の実態解明を 目指した。就労時から半世紀を経た被害者の記憶には 限界があり、客観的資料が重要な。しかし、二チアス は地裁が昨年1月に命じた社内文書の提出 を拒否。判決は「文書の内容次第では就労場 所、作業内容、発症状況を比較し、石綿の取り扱 いや飛散状況の証拠になり得た」と指摘した。

厚生労働省によると、2012年度までに二チア スと関連会社での石綿労災などの認定者は300 人以上で、肺がんや中皮腫での死者は100人 以上に及ぶ。被害に正面から向き合うべきだ。 多くが高齢となった原告の言葉は重い。

### 問われた大手企業の責任

原告側は訴訟で被害の実態解明を 目指した。就労時から半世紀を経た被害者の記憶には 限界があり、客観的資料が重要な。しかし、二チアス は地裁が昨年1月に命じた社内文書の提出 を拒否。判決は「文書の内容次第では就労場 所、作業内容、発症状況を比較し、石綿の取り扱 いや飛散状況の証拠になり得た」と指摘した。

厚生労働省によると、2012年度までに二チア スと関連会社での石綿労災などの認定者は300 人以上で、肺がんや中皮腫での死者は100人 以上に及ぶ。被害に正面から向き合うべきだ。 多くが高齢となった原告の言葉は重い。

【芝村侑美】



奈良地裁に入る原告や支援者ら—奈良市で

あすのこま

10月25日(土)	12:11
10月26日(日)	17:11
10月27日(祝)	18:10
10月28日(祝)	8:10
10月29日(祝)	17:11
(奈良市標準)	
南朝	7:38
午朝	19:13
千朝	1:17
夜朝	13:22
(大阪港標準)	

原告団の長部研太郎

ひろがる味わい、 昆布茶のロングセラー

不二の昆布茶

美味しさのもと! お料理にもサッとひとふり! 砂糖やスタゲーションに!

不二食品株式会社

本社 大阪府堺市東区玉川4丁目2番11号  
☎06(8443)3671 FAX06(8443)5124  
東京支社 東京都江戸川区中葛西2丁目10番16号  
☎03(5678)3885

http://www.fujishokuhin.co.jp/

# 連載 それぞれのアスベスト禍 その46

## 中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会

古川和子

### 大阪市「石綿(アスベスト)の健康被害調査」 は終了したが、堺市は継続中

以前に案内をした大阪市のアスベスト検診が終了した。計画では180名の検診予定に対して申し込み数が150名あった。大阪市の申し込みを受け付けるとまず「問診票」を送付して、詳細な記入を求める。そのせいか返信されてきたのは120名で、その方達が検診を受けた。しかし「67%近くの受診率なので、初回の検診としてはまあまあ…」と担当者は語っていた。また検診の最終である平野区会場には「区」を超えての参加もあったという。少しは検診が周知されたということだろうか。

当初大阪市の検診希望者を広報やホームページ等で募った。しかし申し込みは出足が悪かった。そこで締め切りを「定員に達するまで」と延長した。この延長情報を知った片岡さんから「こちら少し動いては」とアドバイスがあり、独自に計画だった「堺市アスベスト検診チラシ」の大阪市バージョンも作成

した。

堺市も「石綿入り麻袋再生工場」の近隣被害が判明したので、大阪市と共に調査に加えて欲しいと国に要請していた。しかし堺市は要請行動が4月になった為に2014年度には間に合わなかった。次年度から参加することになり、今回は堺市が実施する肺がん健診の時に希望者のみ「石綿検診」を行うこととなった。

それぞれの自治体で検診の呼びかけを行っても、より多くの人達に知れ渡るのは難しい。そこで患者と家族の会関西支部では「チラシ配り隊」が出動することになり、堺市1500枚、大阪市2000枚、合計3500枚のチラシを各家庭にポスティング



チラシ配り隊のみなさん



した。

その結果、検診場所では「チラシを見て検診に来た」という話が複数聞け、大阪市の担当者からも「この影響で申し込みが増えたのかも」という呟きもあった。

堺市の検診申し込みもまずまずの様で、「チラシの効果でしょうか。来年3月まで検診があるので、来年もチラシ配布をされては如何でしょうか」などと堺市の担当者から言われてその気になって、チラシ配りの再開を準備している。

大阪市・堺市ともに近隣住民の被害者が確認されて、やっと対策が検討された。このように過去の「アスベスト対策」は、被害者が出るまでは何もやらなかった。本当

に被害者が出るまでに対策を立てられないのだろうか、と強く思う。

中皮腫は非常に難治度の高い病気だから、検診で早期発見されたとして、予後が楽観視できるわけではない。しかし私は「既に手遅れです」と宣告される患者と家族の無念さを多く目の当りにしてきたから「治療の選択肢があるうちに早期発見を」と切に願う。潜伏期間の長い疾患だから、何処で曝露していたのか自覚がないことも多い。しかし日本中いたるところにアスベストが有ったのだから、対策が後手に廻るばかりでなく、良い方法が無いものかと思う。それまでは、微力ながら一枚一枚のチラシに想いを込めて「検診を！」と呼びかける。

(10頁からのつづき)

控訴審第一回弁論は、大阪高裁で2月6日午後1時45分から行われる。

### 岐阜地裁は和解協議へ

管理4の石綿肺で労災認定された2名(山田氏、T氏)を原告とする岐阜裁判は、10月27日、11月7日の証人調べののち、12月25日に結審し、和解協議に入った。

健康被害とニチアスの責任は極めて明確であることから、裁判の焦点は、ニチアスがT氏の定年退職時に「これでおしまい」との趣旨の念書をとって支払った低額の見舞金と、現在ニチアスが退職者に管理4の被害者に支払っている正当な金額との差額の請求が認められるのどうか、にある。

和解協議に入ったものの、従来からニチ

アスは和解内容を秘密にすることを大前提にしているので、難航が予想されている。

いずれにしても、原告・弁護団・組合は勝利目指して闘うのみと決意を新たにしている。

次回和解期日は、1月26日。





# 韓国からの ニュース

## ■「焼身」マンション警備員、ストレスによる労災を初認定

入居者の言葉の暴力など、非人格的な扱いに苦しんで焼身したソウルの新現代マンションの警備労働者・イ・某(53)さんに、産業災害が認定された。劣悪な状況で感情労働に苦しめられた警備労働者の自殺が、産業災害と認定された初めての事例だ。

民主労総ソウル一般労組が公開した勤労福祉公団の『業務上疾病判定書』を見ると、「入居者との激しい葛藤とストレスで、既存の憂うつ状態が悪化し、焼身を試みた」と判断される」として業務上死亡と認定した。

イさんは2012年からうつ病などで精神科の診療を受けていた。勤労福祉公団は「既存の疾病との関連性は排除できないが、業務遂行の過程での色々な状況を考慮すれば、累積したストレスが極端な形で発現したもの」と判断した。

勤労福祉公団ソウル江南(カンナム)支社の調査結果を見ると、イさんは7月1日に強



11/9 新現代マンションでの決起大会

制配転され、更に入居者の言葉の暴力などや持続的なイジメまで続いた。イさんと交代勤務をした同僚労働者は「消費期限が過ぎた菓子を、犬にでもやるように5階から投げて『食べる』と言ったり、5階から落ちた靴下を拾ってくれと言った」と話した。イさんは焼身を試みた日も入居者から悪口を言われた。イさんは10月7日に焼身を試み、入院治療を受けていたが11月7日に亡くなった。

クオン・ドンヒ労務士は「イさんの死を個人的な問題だとする入居者代表会議の主張と違って、入居者からの持続的なイジメがあり、これによって累積したストレスが極端な行動に繋がったことを公的機関が認めた」と話した。しかし、同僚の警備労働者78人は、12月31日付で業者の変更による契約解約、事実上の解雇通知を受けた。新現代マンションの警備労働者は団体交渉と雇用継承などを要求して、11月28日にストライキを決議し、ソウル地方労働委員会に労働争議調整を申請した。2014年12月1日 ハンギョレ新聞 キム・ミンギョン記者

## ■労災申請さえできない下請け労働者／国家人権委が791人を実態調査

元請け一下請けの関係によって、下請けの労働者に産業災害の危険が転嫁されているという国家機関の現場実態調査結果が出た。今回の調査は「より多くの作業量—より危険な業務—不備な安全措置」が結合して、下請け労働者の危険を高めていると分析した。

国家人権委員会は、造船・鉄鋼・建設プラント業種の下請け労働者791人に実施した『労災危険職種実態調査』の委託研究報告書を発表した。下請け労働者は労災の危険が高い理由(重複応答)として、元請けの労働者よりも更に多い作業量(94%)、危険な業務

(93%)、安全措置の不備 (80%)、不規則な作業時間 (78%)、業務に対する異議申立の不可 (75%)、頻繁な業務変更 (60%) 等を挙げた。元請け業者より更に危険な仕事をしながら、多くの作業を短期間に終わらせなければならない『工期短縮圧力』が、労災に繋がっているということだ。

労災に遭った下請け労働者 264 人中、労災で処理された者は 20 人に過ぎなかった。個人が費用を負担したり、治療も受けられなかったという者が 49 人。残りもほとんどは下請け業者の費用で処理された。労組加入率が高い建設プラント業では、労災保険を受けた下請け労働者の比率が 20.3% で、造船・鉄鋼業に比べて高かった。

調査を担当したチュ・ヨンス教授 (翰林大) は「大企業の 1 次下請け業者、労組がある事業場が調査対象に多く含まれた。組織化されていない構内下請け労働者の現実を考えれば、全般的な下請け労働者の安全保健の実態はさらに劣悪だろう」と話した。2014 年 12 月 16 日 ハンギョレ新聞 チェ・ウリ記者

### ■ソウル行法「妊娠中の胎児の健康損傷は業務上災害」／看護師の先天性心臓疾患のある子女の出産に労災認定

ソウル行政法院は、済州 (チェジュ) 医療院の看護師 4 人が勤労福祉公団を相手に出した療養手当申請返戻処分を取り消し訴訟で、原告勝訴判決を行った。

済州医療院で一緒に働いた看護師 4 人は、2010 年に先天性の心臓疾患を持つ子供をそれぞれ出産した。4 人は医師から、子供が胎内にいる時に心臓が正しく形成されず、このような疾病が生じたという診断を受けた。

看護師は医療院の労働環境が胎児の健康に影響を与えたとして、公団に労災療養を申請

した。しかし公団は「業務上災害は勤労者本人の負傷・疾病・障害・死亡だけを意味する」とし、「その子供は労災保険法の適用を受ける勤労者ではない」という理由で、看護師の請求を二度にわたって棄却した。

しかし裁判所は、「原則的に母体と胎児は単一体であり、胎児に及ぼすあらゆる影響と、それに起因して発生する法的権利・義務は母体に帰属する」とし、「女性勤労者が妊娠中に行った業務に因って胎児に健康損傷が発生したとすれば、これは勤労者に発生した業務上災害と見るべき」であると判示した。また「原告の子供の先天性心臓疾患は、妊娠の初期の胎児の健康損傷に起因したもので、胎児の健康損傷と業務の間に相当な因果関係を認められる」。「国家共同体の存続のためにも、妊娠した女性勤労者と胎児はより一層厚く保護されなければならない、労災保険法を解釈・適用するにあたって、不利に差別してはならない」と強調した。2014 年 12 月 22 日 毎日労働ニュース ク・ウネ記者

### ■現代重工業、27 日にまた「労災死亡」／今年で 10 件、11 人目

現代重工業蔚山 (ウルサン) 工場で 27 日事故が発生し、下請け業者の労働者イ・某 (21) さんが亡くなった。これで現代重工業では今年に入って 10 件 (系列会社含む) の重大災害が発生し、11 人の労働者が死亡した。被害者はすべて下請け業者の所属だ。

現代重工業労働組合のキム・ドッキョ労働安全室長は「事故に遭った労働者は本来したことがないのに、人手が足りないという理由で派遣された。経験もなく、教育も受けていない状況で働いて、事故が起こった」と話した。今回の事故も、会社が納期に合わせようと、経験のない下請け業者の社員まで動員し

て働かせたために発生したと見ている。2014年12月28日 ハンギョレ新聞 キム・ミンギョン

### ■三十才のサムソン半導体労働者、また脳腫瘍で死亡

サムソン電子の器興(キフン)工場で働き、脳腫瘍で闘病していたチョ・某(30)さんが29日午前、亡くなった。

チョさんは2009年に器興工場に入社し、半導体5ラインで働き、2011年6月に脳腫瘍と判定されて闘病生活を始めた。チョさんは抗癌治療後に脳腫瘍が再発し、安山労災病院の集中治療室に入院したが、一週間目に亡くなった。チョさんの死亡でサムソン電子と系列会社(SDI・サムソン電気など)で職業病で死亡した労働者は104人に増えた。半導体労働者の健康と人権守り「パノリム」に情報提供された脳腫瘍の被害者は21人で、この内、死亡者は6人だ。

サムソン電子と職業病被害の交渉を行っているサムソン職業病家族対策委員会とパノリムは、チョさんを哀悼する声明を出した。2014年12月30日 毎日労働ニュース 編集部

### ■労働者の「作業中止」要求に「懲戒」で答える錦湖タイヤ

錦湖(クモ)タイヤのкокソン工場の労働者が、特定の作業を中止して欲しいという嘆願書を出したことによって体験することになった一連の経過を見ると、錦湖タイヤで労災事故が多発する理由が分かる。

94年に入社したナ・某(45)さんは、кокソン工場の労働者を代表して光州(クァンジュ)地方雇用労働庁に作業中止嘆願書を提出した。ナさんは30日の午後「毎日労働ニュ

ース」との電話インタビューで、「生産量だけに執着する使用者と、労働部の安易な監督が労働者の危険を高めている」と主張した。

ナさんによれば、金属労組・錦湖タイヤ支会の代議員のキム・某さんが、今年4月に『ペンティング作業』を3~4時間中断した。ペンティングはゴム原料を溶かす加硫器のモールド(mold)穴が詰まった時に、ハンド・ドリルを使ってこれを突き抜く作業だ。タイヤの外形を整えるためだ。

キムさんは一カ月前に、ペンティング作業の危険性を訴える組合員の話聞いて、現場点検を行った。その結果、加硫器のモールド内部の温度が180度に達する状況で、作業中に潤滑油が組合員の目に入る危険性が高いということが分かった。

会社はマスクの他には特別な安全装具なしで、高温の加硫器の中に頭と腕を入れて作業をしろと指示したと分かった。キムさんは工場管理者に電源を遮断して、スチームの供給を中断し、モールドを分離して冷ました後に作業しなければならないと主張したが、会社は受け容れなかった。

これに対してキムさんは会社に抗議する意味でしばらく作業を中止させたが、会社はキムさんに懲戒を行った。懲戒を甘受してまで危険性を知らせた作業工程は、今も続いているとナさんは話した。

ナさんはキムさんと一緒にкокソン工場の913人の労働者を代表して、光州地方労働庁に作業の中止と、使用者の拘束捜査を求める嘆願書を提出した。2014年12月31日 毎日労働ニュース ヤン・ウラム記者

(翻訳:中村 猛)

# 前線かゝる

## はつりじん肺損害賠償訴訟 第 29 回弁論報告

大 阪

### 矢野さんの本人尋問

矢野さんは現場監督や所長の名前をよく覚えている。また、話もうまく、比較的じょう舌な人である。各現場についても、現場まで行けば「ほら、こういうところ」と作業部分を示し、作業の仕方まで説明してくれる。情報量が多いため、聞いている私たちの方がついていけなくなるほどである。

はつりじん肺訴訟では、作業現場を明らかにしても、原告が入場したことまで客観的に証明する材料が少ないため、被告は原告の主張を否認する。下請会社まで調査をして、本人が現場に入場していたことを認める被告も数社あるが、そのような被告は 30 社のうち、鹿島建設、竹中工務店、大林組くらいである。前回、西松建設は、原告の山田さんが署名した新規入場記録を弾劾証拠として提出したが、このようにどの被告も原

告が入場した記録について、程度の差はあれ何か資料を収集できるにもかかわらず、ほとんど行われていない。

冒頭でも述べたとおり、矢野さんは現場監督や所長の名前を覚えており、訴訟で提示したすべての作業現場について、一覧にして提出している。1、2箇所、被告から誤りを指摘されているが、矢野さんにしてみれば会社の記録が間違っている。被告から社内記録等が提出されていないので詳しいことは分からないが、社内データベース上の記録と実際の人員配置が異なることがあってもおかしくない。矢野さんに名前を挙げられた元監督や所長が、陳述書を提出して具体的に認否を行うのであれば少しは説得力も増すが、提訴後 5 年を過ぎた今になっても何も出てこないところを見ると、被告自身も半信半疑で主張しているのではないだろうか。

被告から積極的な反論がない以上、この本人尋問が最

も重要な局面になることは言うまでもないが、10 人目の尋問にもかかわらず被告各社からの反対尋問は相変わらず的外れなものが多かった。

飛鳥建設は前々回に尋問が行われた新垣さんに続きようやく 2 回目の登場であり、はつり作業についての理解がまだまだ不足している。提訴時に提出した削岩機による作業動画もおそらく見ていないのであろう、「削岩機から出るエアでほこりを吹き飛ばす」という矢野さんの発言に対し、粉じんが吹き飛ばされるのであれば、ばく露することはないと解釈した。はつり工の用いる削岩機は、コンクリートブレイカーやチップングハンマーと異なり、打撃による破砕ではなく、孔の切削作業を行う。矢野さんが、切削刃の前進の際に発生した粉じんを作業側面に吹き飛ばすことについて述べているにもかかわらず、削岩機から出るエアが粉じんを前方に吹き散らすと理解しているのである。

### 矢野さんのマスク

矢野さんは、自己流とはいえ防じんマスクをきちんと着用し、フィルターだけではなく頻繁にマスク本体を取り換えていたという。どの原告



でも同じことだが、彼らの作業は粉じんの中でじっとしていることではない。重いものになると 30 キロもの振動工具でコンクリートを破碎するのである。全身の筋肉を収縮して機材を操るため、体力の要る仕事に違いない。畢竟、息も激しくなり、マスクの呼気弁が開いているときに侵入してくる粉じんが多いというのが矢野さんの考えである。

## 大林組の監督

大林組は、尋問の 1 週間前に、その原告が入場した現場を担当した監督が作成した陳述書を提出する。原告も一つ一つ読んでいない時間が長い、今までは各原告が監督の名前まで覚えていなかったため、その主張の是非が不明だった。しかし現場監督の名前

を覚えている矢野さんにしてみれば、欠けた記憶を埋め、主張を補充する機会を得たようなものである。問題は、大林組の 7 つの現場のうち、矢野さんが名前を挙げた大林組関係者が 1 名しか陳述書を作成していないことであった。他の 6 件について矢野さんが「こんな人おったかなあ？」と首をかしげながら読んでみると、同じ現場であっても別の工区やはつり作業と関係ない工事の担当者であったりする。これでは矢野さんも反論しようがない。大林組も分かっているのか、これらの陳述書の内容に基づいて矢野さん

に反対尋問を行うことはほとんどなかった。

ところで、大林組から提出される現場監督の陳述書について原告弁護士からクレームが付けられた。これら陳述書が、尋問期日の 1 週間前になってようやく送られてくるためである。次の植田さんは、大林組の現場は 7 件だが、浜川さん、末吉さん、岡山さんについては優に 20 件を超える。1 週間前に 20 人分の陳述書を送られても読む時間が限られてしまう。1 か月前には揃えてもらいたいと申し入れたが、はたして聞き入れられるだろうか。

### 今後の予定

1月22日 13時15分～ 原告 植田 勇さん

5月12日 10時～ 原告 浜川 邦宏さん

いずれも、大阪地裁 大法院 (202号法廷)

## ★オススメ!! 労災職業病チャンネル★

NPO 法人神奈川労災職業病センターが YouTube に「労災職業病チャンネル」を開設しました。派遣法、職場のいじめ嫌がらせ、過労死、被ばく労働... 専門家による様々な講演などを発信しています。是非ご覧ください!

### ◆ 働く人の安全と健康を考える労災職業病チャンネル ◆

<https://www.youtube.com/channel/UCI8fo24IfO85u3MamCVB7yQ>

第 1 回 派遣法改正、残業代ゼロ... 雇用規制緩和の背景と問題点

ゲスト 嶋崎 量 (弁護士・神奈川総合法律事務所所属、  
日本労働弁護団全国常任幹事、ブラック企業対策プロジェクト  
事務局長)

第 2 回 職場のいじめ嫌がらせ・メンタルヘルスの緒問題

ゲスト 千葉 茂 (いじめ・メンタルヘルス労働者支援センター  
(IMC) 代表)





# 12月の新聞記事から

**12/9** 兵庫県教育委員会は部下の女性職員の体を触るなどしたとして、教育事務所の男性幹部職員(54)を減給10分の1(3カ月)の懲戒処分としたと発表した。同日付。この職員は昨年12月、職場の忘年会の2次会で、20代の女性職員の尻を触り、また今年1~9月、「妊娠の予定があるなら仕事をやめた方がいい」などと不適切な発言を繰り返した。

**12/11** 「たかの友梨ビューティークリニック」の女性従業員が、マタニティ・ハラスメントを受けたなどと「不二ビューティ」に慰謝料などを求め、東京地裁に訴えていた裁判で和解が成立した。女性は2013年12月に妊娠した際、軽易業務への異動希望を拒否されるなどのマタハラを受け、長時間残業を強いられたのに残業代が支払われなかったとして、慰謝料200万円と残業代1400万円の支払いを求めて、今年10月29日に東京地裁に提訴していた。同社にはほかにも、エステ・ユニオンの女性従業員2人が、未払い残業代を求めて、仙台地裁に訴訟を提起している。

石綿セメントの水道管の修繕工事などに約35年携わった元弘前市職員の男性水道技師が、退職後の2011年2月ごろ、「中皮腫」と診断され、昨年10月に地方公務員災害補償基金県支部から「労災」と認定されていたことが分かった。元技師は認定直後の11月に死亡。市上下水道部は、同種の作業に従事した退職者や現役職員ら計数十人に手紙で健康診断を呼びかける方針。

**12/15** 厚生労働省は部下の男性にパワハラをしたとして、エボラ出血熱の検疫強化の企画などを担当する食品安全部企画情報課長を減給10分の1(1カ月)の懲戒処分にし、16日付で大臣官房付に更迭する。部長も文書による嚴重注意とした。課長は11月エボラ熱の検疫態勢の打ち合わせの際、部下の仕事内容が不十分だとして威圧的な発言をし、肩を強くつかんだ。部下は翌日に首の不調を訴え、医療機関で全治3週間の捻挫と診断された。

**12/16** 西友の元パート社員で軽度の知的障害がある女性(29)が「セクハラで退職を余儀なくされた」と西友と元同僚の男性社員に1100万円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、東京地裁は330万円の支払いを命じた。女性は2010年に障害者雇用で採用され、昨年2月、男性社員から複数回、胸や尻を触られるなどのわいせつ行為を受けたと会社に申告。会社は「頭や肩、腰には触れた」とだけ認めて男性を減給処分にした。女性はうつ病となり、昨年退職した。

振動障害を発症したのに労災補償が支給されないのは違法として、高知県西部の元建設会社社員の男性が四十万労働基準監督署に対して不支給決定の取り消しを求めた行政訴訟の判決が高知地裁であり、裁判長は「業務により振動障害が発生した」と原告の訴えをほぼ認め、不支給処分の取り消しを命じた。男性は1970年4月から約35年、道路工事で削岩機を使うなどした。

**12/17** 厚生労働省は従業員がアスベストを吸って病気になる2013年度に労災認定や救済認定された957の事業所名を公表した。うち711は初めての認定だった。認定者は1108人で、肺がん患者の数が減少傾向。13年度の労災認定者は前年度より1人増の1084人。しかし肺がんに限ると前年比20人減の382人。

過労死等防止対策推進法に基づき労使や過労死した人の遺族らが国の施策について話し合う協議会の初会合が、東京・霞が関の厚生労働省で開かれた。政府は協議会での意見を踏まえ、来年夏をめどに過労死防止策の具体的な内容を大綱として策定する。

**12/25** 福島第1原発事故に伴い栃木県那須町が独自に財政負担して実施する住宅除染で、同町の建設会社がアルバイトの高校生に作業をさせていたことが分かった。町は11月に大田原労働基準監督署に報告するとともに、建設会社社長を口頭で嚴重注意した。建設会社は昨年8月、当時高校2年生だった町外在住の男子高校生1人を雇い、3年生になった今年5月まで計36日間、町内の住宅の除染現場で一輪車で砂利を運ぶ作業に当たさせたという。

2011年5月福島第1原発事故の収束作業中、心筋梗塞で死亡した12年に労災認定された下請け会社作業員、大角信勝さんの妻が東電や元請けなど4社に計3080万円の損害賠償を求めた訴訟で、静岡地裁は「東電や元請けなどの監督下にあったと認められず、安全配慮義務違反はない」と請求を棄却した。妻は「医療体制が不十分だった」と主張したが、村野裕二裁判長は「因果関係は認められない」と退けた。

**12/26** 大阪・泉南地域にあったアスベスト紡織工場の元従業員らによる集団訴訟で、最高裁が国の責任を認め、賠償額確定のため審理を差し戻した第1陣の原告27人と国の和解が大阪高裁で成立した。第2陣54と同様の基準で、国が約2億7300万円を賠償することなどが条件。2006年5月から約8年半続いた集団訴訟が終結、塩崎恭久厚生労働相は記者会見し、泉南地域を訪れ、直接謝罪すると表明した。

腰痛予防に腰部保護ベルト-宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問)監修 ミドリ安全(株)製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) **NEW!**  
Relief インナータイプ



腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。

種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL	
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女	DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
Super Relief	兼用	Super Relief	グレー・ブル -(ツートン)	ウエスト	56-65	65-85	85-100	100-110	-
				骨盤回り	64-72	70-88	85-102	100-112	-

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。  
■パンフレットあります。関西労働者安全センターTEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278迄

### 「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部		200円
年間定期購読料(送料込み)	1部	3,000円
"	2部	4,800円
"	3部以上は、1部につき	2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には	1部無料配布。2部以上は1部150円増

## Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号  
TEL.06 (6551) 6854 FAX.06 (6551) 1259